

4 逗い問調発第 3 号

2023 年（令和 5 年）2 月 6 日

逗子市教育委員会 様

逗子市いじめ問題調査委員会  
委員長 鈴木 秀洋



令和 4 年 5 月 9 日提出の答申に添付された別添資料等に係る意見について（答申）

令和 4 年 12 月 26 日付け諮問第 21 号で諮問のあった事項について、次のとおり答申いたします。

## 1 会議の開催経過

- (1) 逗子市教育委員会から逗子市いじめ問題調査委員会への諮問事項  
令和 4 年 12 月 26 日付で、次の件について諮問された。

### 〔審議事項〕

- (1) いじめ被害児童の保護者から提出された令和 4 年 8 月 26 日付文書  
「令和 4 年 8 月 22 日 4 逗教学発第 123 号 文書に対する返答」について  
(2) 別添資料⑤を調査委員会の資料としていた場合に答申書の内容に違いが生じたか否か

- (2) 委員会の開催日時及び協議内容

○第 1 回逗子市いじめ問題調査委員会

日時 令和 4 年 12 月 26 日（月）14 時 30 分～17 時 30 分

場所 逗子市役所 5 階 第 1 会議室

協議内容 諮問事項に関する審議等

## 2 提言

- (1) 〔審議事項〕(1)について

まず、被害児童保護者の要望であったとしても、未定稿の調査報告書を求められるがままに手渡すことは、公文書の取扱いとして甚だ疑問である。

また、令和 3 年 3 月 22 日の電話連絡の時点で調査報告書が未定稿であることを勘案すれば、26 日には問題なく完成する旨の報告を行うのではなく、現状を丁寧に説明する必要があったと思われる。

確かに、学校においては、当該学級の保護者会を年度内に実施し、いじめや学級の状況等を説明する必要があったものと理解できる。このため教育委員会は、被害児童保護者への報告を急いだものと思われる。しかし、急ぐ理由についても被害児童保護者へ可能な限り伝えるべきであった。

さらに、同年3月26日の調査報告時においても、調査報告書が未定稿である旨を、冒頭できちんと説明し、ご理解いただいた上で報告に入る必要があった。

また、調査報告書が完成した際には、その旨被害児童保護者に連絡するとともに、内容報告を行うべきであった。

なお、報告書の記載内容に関しては、仮に未定稿の段階で被害児童保護者に提示する場合であっても、欠席日数の相違はあってはならず、被害児童及び保護者の心情を鑑みるに、正確な記載が求められた。

## (2) 〔審議事項〕(2)について

令和2年に市立小学校において発生したいじめ重大事態に対する対応について、令和3年度に本会が調査した際に、審議に使用した資料(別添資料①)が、令和3年3月26日に教育委員会が被害児童保護者に手渡した調査報告から修正されたものとなっていたことから、「改ざん」であるとの指摘があった。

この点、まず、当会では、第1回開催時から、教育委員会の説明として、別添資料⑤の存在は明らかとされており、それを前提に審議を行ってきたものである。

しかし、今回被害児童保護者からの申出があり、その申出に則って、改めてすべての修正箇所を突合し、「改ざん」にあたるか否か、また、答申に影響を与えたか否かについて審議を行った。

修正箇所は、児童氏名等の表記の変更、文言の整理、誤記の修正、報告者及び調査書作成者の主観部分の削除であり、被害児童保護者が指摘する「改ざん」にはあたらないと判断する。また、仮に、被害児童保護者に手渡した別添資料⑤が調査委員会が答申判断の前提とした資料であったとしても、令和4年5月9日の答申の内容に相違は生じない。

## 3 おわりに

なお、諮問事項の直接の射程からは外れるが、被害児童保護者から提出された令和4年8月26日付文書「令和4年8月22日4返教学発第123号 文書に対する返答」では、令和3年8月30日の市長定例記者会見の際の市長発言前に、教育委員会から被害児童保護者に確認電話があったことについても疑問が呈されている。

被害児童保護者のプライバシーに配慮し、寄り添う意図をもった電話であったようであるが、その意図が正確かつ十分な説明をもって、伝えられたとはいえない。

いじめ事案の対応に限らず、教育委員会には、日々様々な事案に迅速かつ適切な対応が求められる。その際は子ども視点と保護者に寄り添う姿勢を忘れずに、より丁寧な対応を心がける必要があると考える。